

車種:軽貨物車

[重量税の特例措置の区分]

「◆」: 新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

なお、平成26年3月31日以前に新車新規登録等を行い免税を受けた車両については、初回継続検査時は50%軽減となりますので、ご注意ください。

「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。【ダイハツ】

(※)初回継続検査時等の免除の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	10・15モード		JC08モード		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税の特例措置		取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分	燃費値	低燃費区分			重量税額(円)		取得税	
							平成22年度 燃費基準		平成27年度 燃費基準			新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ミラ	16481	HBD-L275V※			0009~0010	-	-	22.2	+5%	○			5,000		5万円控除
ミラ	16482	HBD-L285V※			0007~0008	-	-	21.6	+5%	○			5,000		5万円控除